旅行業約款 募集型企画旅行契約の部

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行契約（以下「募集型企画旅行契約」という。）は、この約款によるものとします。

2　この約款に定めのない事項については、法令又は一般に公正と認められた慣（以下「旅行業務」という。）を旅行者に提供することを目的とする契約をいう。

（用語の定義）

第二条　この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者に募集を行うことにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送及び運送機関のサービスの内容、旅行者が利用する宿泊施設の名称及び所在地、旅行者が当社に対して支払うべき旅行代金の額その他の旅行に関する条件を定めて行う旅行をいう。

2　この約款で「旅行代金」とは、本約款の定める所により、当社が旅行者に対して、募集型企画旅行の参加に対して支払うべき金額をいう。

3　この約款で「運送機関」とは、当社が、当社又は当社の履行補助者を通じて旅行者との間で運送契約を締結することにより旅行者に提供することを約束する運送サービスを提供する運送機関をいう。

4　この約款で「運送サービス」とは、当社が、当社又は当社の履行補助者を通じて旅行者との間で運送契約を締結することにより旅行者に提供することを約束する運送サービスをいう。

5　この約款で「宿泊施設」とは、当社が、当社又は当社の履行補助者を通じて旅行者との間で宿泊契約を締結することにより旅行者に提供することを約束する施設のうち、この約款の定める所により、当社が旅行者に対して宿泊サービスを提供することを約束する施設をいう。

6　この約款で「宿泊サービス」とは、当社が、当社又は当社の履行補助者を通じて旅行者との間で宿泊契約を締結することにより旅行者に提供することを約束する宿泊サービスをいう。

7　この約款で「旅行者」とは、本約款の適用を受ける募集型企画旅行に参加する者をいう。

（旅行契約の内容）

第三条　当社は、募集型企画旅行に参加する旅行者に対し、この約款に定める旅行日程に従って、運送・運送機関の利用その他の目的を達成するために必要な旅行サービスを提供することを約束します。

（手配代行者）

第四条　当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を他の旅行業者、手配を業とする旅行者その他の第三者に手配代行をさせることがあります。

第二章　契約の締結

（契約の申込み）

第五条　当社が募集型企画旅行の申込みをしようとする旅行者に対し、当社所定の申込書（以下「申込書」という。）に所定の事項を記入し、当社所定の金額を添えて申込みをすることを指示することがあります。

2　当社に募集型企画旅行の申込みをしようとする旅行者は、当社の指示に従ってその旅行代金の全額を当社に支払うべき旅行代金の一部として当社所定の金額を申込みと同時に支払うことを指示することがあります。

3　第一項の申込みは、当社所定の文書（以下「申込書」という。）を当社に提出することにより行います。

4　募集型企画旅行の申込みは、当社が、その旅行代金の全額の支払を受けたときに、申込みを承諾したものとします。

5　当社は、第三者に対し、当社が旅行者との間で締結する旅行契約に関する業務を委託することがあります。

（申込みの拒否）

第六条　当社は、運賃、ファクシミリ料金の値上げ、運送機関の運賃・料金の改定、為替レートの変動、その他の事情により旅行代金が著しく不足すると認められる場合、当社が旅行者に対する旅行サービスの提供を拒絶することがあります。

2　当社は、旅行者が、暴力団員、暴力団と密接な関係を有する者、暴力団を利用する者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員等に該当すると認められる場合、当社が旅行者に対する旅行サービスの提供を拒絶することがあります。

（契約の成立時期）

第七条　募集型企画旅行契約は、当社が契約の申込を承諾したときに成立するものとします。

2　通信契約は、本約款のほか、当社が別に定める通信契約の約款によります。

3　当社は、旅行者が、当社が別に定める期日までに、当社所定の申込金を当社に支払うことを条件として、当社が旅行者に対して、当社が旅行者に対する旅行サービスの提供を拒絶することがあります。

（契約の成立）

第八条　当社は、旅行者が、当社が別に定める期日までに、当社所定の申込金を当社に支払うことを条件として、当社が旅行者に対して、当社が旅行者に対する旅行サービスの提供を拒絶することがあります。

2　当社は、旅行者が、当社が別に定める期日までに、当社所定の申込金を当社に支払うことを条件として、当社が旅行者に対して、当社が旅行者に対する旅行サービスの提供を拒絶することがあります。

（契約書面の交付）

第九条　当社は、旅行者に対し、当社所定の書面を交付することにより、募集型企画旅行契約の成立を確認します。

2　当社は、旅行者に対し、当社所定の書面を交付することにより、募集型企画旅行契約の成立を確認します。

（契約書面の内容）

第十条　当社は、旅行者に対し、当社所定の書面を交付することにより、募集型企画旅行契約の成立を確認します。

2　当社は、旅行者に対し、当社所定の書面を交付することにより、募集型企画旅行契約の成立を確認します。

（旅行者の義務）

第十一条　旅行者は、当社が旅行者に対して提供する旅行サービスを利用するに当たって、当社の指示に従って行動しなければなりません。

2　旅行者は、当社が旅行者に対して提供する旅行サービスを利用するに当たって、当社の指示に従って行動しなければなりません。

（旅行者の権利）

第十二条　旅行者は、当社が旅行者に対して提供する旅行サービスを利用するに当たって、当社の指示に従って行動しなければなりません。

2　旅行者は、当社が旅行者に対して提供する旅行サービスを利用するに当たって、当社の指示に従って行動しなければなりません。

第三章　旅行代金

（旅行代金の内容）

第十三条　当社は、旅行者に対し、募集型企画旅行契約の成立に当たって、当社が旅行者に対して提供する旅行サービスの提供に当たって、当社が旅行者に対して提供する旅行サービスの提供に当たって、当社が旅行者に対して提供する旅行サービスの提供